

貴自治体名 稲沢市

懇談日時 10月24日(金) 午前  午後  1時00分～2時30分

懇談会場 第2・第3会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2014年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

### 【1】1. 税の滞納について 担当課( 収納課 )電話( )FAX( )

①滞納整理マニュアルはありますか ( )ある ( )ない

②滞納者の件数(10,141)件

③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2013年度)

1)徴収の猶予について 申請件数( - )件 許可件数( - )件

徴収猶予に該当する滞納者とは、納税相談を行い分割納付で対応(185)件

2)換価の猶予の適用件数( 3 )件

3)滞納処分の停止の適用件数( 1,919 )件

④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年4月1日現在)( 92 )件

⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

## 抜粋

- ・時効管理 時効が適切に中断されていること
- ・共有名義の不動産に係る固定資産税・都市計画税 平成20年度以前に課税された固定資産税を含む滞納案件は共有物件でないか、共有物件の場合は、共有者に納税告知がされていること
- ・所在不明・公示送達 納税通知書や督促状が公示送達等が適切にされていること
- ・納税義務者の承認・死亡者課税)滞納者が死亡している場合は、相続人に対する納税義務の承認がされていること
- 法人の場合は、破産または精算手続き中でないもの
- その他 引継ぎ案件には、住民税の滞納が含まれていることが原則である。

⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか

( )引き継ぐ ( )引き継がない

### 【2】1. 生活保護 担当課( 福祉課 )電話( )FAX( )

① 生活保護の申請件数とその保護件数について

2013年度相談件数(327)件、申請件数(113)件、そのうち保護開始件数(92)件

② 2014年4月1日時点の受給世帯数と人数 (489)世帯 (645)人

③生活保護基準引き下げに伴い連動する制度について、該当するものに○印をし、人数をご記入ください

	制 度	人 数
介護保険料		人
高額介護サービス費利用負担上限額		人
自立支援医療の負担上限		人
障害福祉サービスの負担上限		人
医療保険の自己負担限度額		人
保育料		人
特定疾患治療研究事業の自己負担限度額		人
児童入所施設措置の徴収金		人
小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担限度額		人
地方税の費課税基準		
国民健康保険の保険料(税)		
○ 国民健康保険の一部負担金の減免基準		
生活福祉資金の貸付対象基準		
基準最低賃金		
その他(下欄に具体的にご記入ください)		

※以下は市のみお答えください

④生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2013年4月1日現在	7人	2年 4ヶ月	0人	71.1世帯	99.4人
2014年4月1日現在	7人	2年 8ヶ月	0人	69.8世帯	92.1人

⑤生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置ありますか ( )ある ( )ない

「ある」場合 配置している人数 ( )人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月 ( )年( )月

その職員が担当している業務( )

「ない」場合 今後の計画は( )ない ( )ある ( )検討中

計画がある場合の配置予定時期と人数( 年 月)( )人

⑥生活困窮者自立支援のための事業について 平成27年度より実施予定

1)実施しているものに○印をつけてください。

( )自立相談支援事業 ( )住宅確保給付金の支給 ( )就労準備支援事業  
( )一時生活支援事業 ( )家計相談支援事業 ( )学習支援事業  
( )その他(記述: )

2)運営形態について ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

3)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ( )カ所

2. 介護保険及び高齢者福祉施策 担当課( 高齢介護課 )電話( )FAX( )

①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

( )ない ( )ある→実施年月(2001年10月)2013年度実績(2)件( 26,200)円

②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

( )ない ( )ある→実施年月( 年 月)2013年度実績( )件( )円

③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 ( 373)人( 2014年 4月現在)

④介護給付費準備基金について

2012年度末の残高(348,461)千円

2013年度末の残高(386,152)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入

⑤地域包括支援センター設置数( 6 )箇所 直営( )箇所、委託( 6 )箇所

職員配置人数( 18 )人 正職員( 16 )人、非正規職員( 2 )人

⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日( 2006年 4月 1日) 2013年度実績( 379)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日( 2006年 4月 1日) 2013年度実績( 457)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日( 年 月 日) 2013年度実績( )件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑨配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	週 5 回 昼
	1日平均利用者数(2013年度)	総延べ食事数( 55,335 )食 ÷ 年間配食日数( 245 )日 = 1日当たり平均( 226 )食
	1食あたりの助成額	250円
	1食あたりの利用者負担額	250円
会食方式	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	

月平均利用者数(2013年度)	
1食あたりの助成額	
1食あたりの利用者負担額	

⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	( <input type="checkbox"/> )実施している ( <input checked="" type="radio"/> )していない ( <input type="checkbox"/> )検討中である
対象事業の名称	
対象者の要件	
1カ月平均利用者実数(2013年度)	

⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	( <input type="checkbox"/> )助成制度がある ( <input checked="" type="radio"/> )助成制度はない ( <input type="checkbox"/> )検討中である
制度内容	( <input type="checkbox"/> )介護保険に上乗せして実施している
上乗せの助成額	
利用者実数(2013年度)	
( <input type="checkbox"/> )介護保険利用者以外の助成制度がある	
対象者と、その要件	
助成額	利用者実数(2013年度)

⑫ひとり暮らし・高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

緊急通報システム・給食サービス・寝具洗濯乾燥サービス等の事業を行っている。
---------------------------------------

⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	( <input checked="" type="radio"/> )実施している ( <input type="checkbox"/> )していない ( <input type="checkbox"/> )検討中である
	地域巡回バスの名称	稲沢市コミュニティバス
	利用料	高齢者(____歳以上)(____200____円)、障がい者(____200____円) 一般(____200____円)、子ども(____歳～____歳)(____200____円)
	その他特記事項	運行路線等について現在検討中
	2013年度の運行実績	3路線 総利用人数 65,498人
タクシードラッグ代助成	実施の有無	( <input type="checkbox"/> )実施している ( <input type="checkbox"/> )していない ( <input type="checkbox"/> )検討中である
		各対象者の要件及び助成内容
	高齢者	対象外
	障がい者	
	要介護認定者	対象外
	2013年度の助成実績	

⑭宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	( <input checked="" type="radio"/> )実施している ( <input type="checkbox"/> )していない ( <input type="checkbox"/> )検討中である
実施事業の名称	高齢者ふれあいサロン事業
助成対象	65歳以上の高齢者
助成金について	金額(____5,000____円) → ( <input type="checkbox"/> )年額 ( <input type="checkbox"/> )月額 ( <input checked="" type="radio"/> )1回のみ
助成箇所数	24

⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2013年度実績)は (\_\_\_\_1358\_\_\_\_枚)

2)認定書は()毎年発行している

()1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2013年度(\_\_\_\_)件

()認定書を送付している → 2013年度(\_\_\_\_1350\_\_\_\_件)

()自動的には送付していない。

4)認定書の発行の条件

- ( )介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している  
( ○ )介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している  
( )医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している  
( )介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している  
( )次のような方法で判断している( )

- ⑯介護保険サービス利用人数について ( 3895 )人( 2014年 3月 現在)  
⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について ( 不明 )人( 年 月 現在)  
⑱施設入所前健康診断費用の助成について ( )助成している ( ○ )助成していない  
⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について ( ○ )助成している ( )助成していない  
⑳介護保険における通院時の院内介助について ( )認めている ( ○ )認めていない  
㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について ( )認めている ( ○ )認めていない  
㉒新しい総合事業について

1)「多様な主体による多様なサービス」について想定されるものをご記入ください

現行の介護予防訪問介護事業所  
現行の介護予防通所介護事業所  
他は検討中

2)実施する場合の市町村(広域連合)の体制についてご記入ください (担当課、担当職員数、想定される委託先・連携先等)

担当課 高齢介護課  
他は検討中

### 3. 高齢者医療など 担当課( 国保年金課 )電話( )FAX( )

- ①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。  
( ○ )対象にしている ( )縮小して対象にしている ( )県基準どおりにした  
②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

自立支援受給者証(精神通院)所持者精神通院医療費

### ③2014年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 ( 15,220 )人  
後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 ( 2,519 )人  
内 ひとり暮らし非課税者 ( 323 )人  
　　その他の県基準を上回る市町村独自対象者 ( 105 )人

### ④後期高齢者医療について

保険料滞納者数 ( 241 )人 短期保険証発行人数 ( 10 )人  
差し押さえ(2013年度)件数 ( 13 )件、金額 ( 717,821 )円

### 4. 子育て支援策 担当課(①国保年金課、②③学校教育、④⑤こども課、)電話( )FAX( )

※2014年9月1日現在をご記入ください。

- ①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

小学生を現物給付で助成  
中学生の自己負担額の2/3を償還払いで助成

### ②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

- ( )入学説明会 ( )入学式 ( )始業式 ( )ホームページ ( )市広報  
 ( )その他(継続申請時期(1月頃)に全児童生徒(中3以外)を通じ保護者にチラシ配布 )  
 2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( )倍

そのほか

稲沢市に住所があり、稲沢市立の小学校又は中学校に通学する児童・生徒の保護者の方で、次の(1)から(8)までのいずれかの理由に該当し、かつ、経済的な理由により就学が困難と認められる方

- (1) 生活保護法に基づく保護を受給している方
- (2) 生活保護法に基づく保護が停止又は廃止となった方
- (3) 市民税が非課税又は減免された方
- (4) 個人事業税又は固定資産税が減免された方
- (5) 国民年金の掛金が免除又は国民健康保険税が減免若しくは納期限が延長された方
- (6) 児童扶養手当が支給されている方
- (7) 生活福祉資金による貸付けを受けられている方

その他経済的理由

- 3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

( )就学援助認定基準を引き上げた → 【2013年度 倍 → 2014年度 倍】

( )何もしていない

( )その他(下欄にご記入ください)

- 4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( )円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( )円

- 5)申請書の受付先 ( )市町村窓口 ( )学校 ( )市町村窓口と学校のどちらも可

- 6)民生委員の証明は必要ですか ( )必要である ( )不要

- 7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2013年度	2014年度	認定要件(8)その他経済的理由の場合のみ	継続申請のみ学校で受付。新規申請は市窓口のみ
受給者数	907人	892人		
受給割合	7.73%	7.66%	※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。	
支給額	67,395,150 円	76,897,355 円	※2014年度の支給額は見込み額をご記入ください。	

- 8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 ( )現物支給 ( )償還払い ( )その他

- 9)就学援助の項目について

( )学用品費 ( )体育実技用具費 ( )入学準備金 ( )通学用品費 ( )通学費

( )修学旅行費 ( )クラブ活動費 ( )生徒会費 ( )PTA会費 ( )給食費

( )校外活動費(宿泊を伴わないもの) ( )校外活動費(宿泊を伴うもの) ( )医療費

( )日本スポーツ振興センター掛け金 ( )めがね・コンタクトレンズ ( )卒業記念品

( )その他 ( )

### ③学校給食について(2014年度)

- 1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

( )食べられている ( )未納者には給食支給を停止している ( )その他

給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

給食費未納の児童生徒なし

- 2)給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

なし

- 3)給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数	センター方式実施数	1食当たりの

		直営	委託	直営	委託	給食費
小学校	23校	14校	校	9校	校	自 250 セ 235 円
中学校	9校	7校	校	2校	校	自 290 セ 275 円

④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2013年度)

- 1)件数( 411 )件 対応職員( 2 )人、うち専門職( 2 )人
- 2)専門職の職種について ( )児童福祉司 ( 1 )社会福祉士 ( )臨床心理士 ( )保健師  
( )保育士 ( 1 )その他( 社会福祉士・精神保健福祉士 )
- 3)現状に対する課題

対応ケースの増加、複雑化、細分化するなかで、在宅ケースについての見守り、支援体制の充実

4)未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

- ・子育て支援ガイドブック、広報、福祉まつりにおいて虐待に関する知識や子育て相談や通告についての呼びかけ、オレンジリボン活動の周知
- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業において新生児がいる家庭への子育て情報の提供、相談対応、状況把握

⑤保育について

- 1) 児童福祉法第24条1項の自治体義務を果たすために施策を具体的にご記入ください。

近年、3歳未満児の入園希望が増加したこと、又、昨年県が2歳未満児の1人当たりの必要面積を1.65m<sup>2</sup>→3.3m<sup>2</sup>と条例改正したことにより、3歳未満児の対応が課題となつたため、特別保育実施園の拡充、保育園整備を順次計画している。

- 2) 条例制定において、国からの基準条例案以上に定めたところをご記入ください。

<新規条例>

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

稻沢市独自基準

- ・3つの条例に共通するもの

稻沢市暴力団排除条例に基づく暴力団の排除規定を設け、暴力団に関係する団体の新規参入を規制する。

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について  
市が実施する施設型給付を受ける施設に対する確認事務への非協力的な姿勢を防止するため子ども・子育て支援法第87条に基づく罰則規定を設ける。

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

事業所内保育の乳児室面積を国の示す1.65m<sup>2</sup>/人ではなく、愛知県の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に示す3.3m<sup>2</sup>/人とする。

5. 国民健康保険担当課(①~⑤、⑦~⑩国保年金課、⑥収納課 )電話( )FAX( )

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

区分	定 義	2012年度	2013年度	2014年度
		× ( 7.0 ) %	× ( 7.7 ) %	× ( 7.7 ) %
保 険 料 税 率	所得割 旧坦し書き額	× ( 32.0 ) %	× ( 0.0 ) %	× ( 0.0 ) %
	資産割 固定資産税額	30,500 円	33,500 円	33,500 円
	均等割 加入者1人につき	29,500 円	27,600 円	27,600 円
	平等割 1世帯につき	92,124 円	88,200 円	86,729 円
1人当たり調定額(平均保険料)				

一般会計からの1人当たり法定外縁入額	11,999円	10,909円	8,762円
--------------------	---------	---------	--------

※2014年度の「一般会計からの1人当たり法定外縁入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2014年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	102,100円	198,600円	282,700円
	介護分	20,900円	42,400円	61,800円
	後期高齢者支援分	30,200円	59,100円	84,400円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	98,000円	171,700円	230,700円
	後期高齢者支援分	29,100円	51,400円	69,400円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	86,700円	145,700円	204,700円
	後期高齢者支援分	25,900円	43,900円	61,900円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

別紙

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

別紙

④資格証明書 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1)資格証明書は交付していますか。 ( )交付していない ( )交付している → ( 42 )世帯

2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

( )必ず面談している ( )面談がなくても交付する場合がある ( )その他

3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ど�数

世帯数( 3 )世帯 内、乳幼児( 0 )人、小学生( 1 )人、中学生( 2 )人、高校生世代( 0 )人

上記のうち、6ヶ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ど�数

世帯数( 0 )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人

4)資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

( )国の基準どおり実施している

( )独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

( )高校生世代以下の子どものいる世帯

( )障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

( )病弱者のいる世帯

( )次の場合は、交付対象から除外している。

福祉医療助成費受給者

5)資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

災害等の特別の事情による届出をし、それによって保険税の納付が困難であると認められるとき

⑤短期保険証 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1)有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1ヶ月以内( 0 )人 ・2ヶ月( 0 )人 ・3ヶ月( 355 )人 ・4ヶ月( 0 )人

・5ヶ月( 0 )人 ・6ヶ月( 534 )人 ・1年( 260 )人 ・その他( )

2)短期保険証発行の基準をご記入ください。

前年度以前の国保税の滞納額が5万円以上で、計画的な納付が認められない世帯

3)短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○)通常の保険証と同じ

( )通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど( )

⑥保険料(税)滞納者への差押えについて(2013年度)

1)差し押さえの基準(督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しないときなど(法規定どおり))

2)分納者への対応(分納計画に基づき納付している滞納者への差押えは行っていない。)

3)予告通知書の発行( - )件

催告書により、差押処分の予告(14, 268)件(市全件)

4)差押え件数 不動産(83)件 預貯金(166)件 生命保険(120)件(内学資保険(0)件)その他(45)件(所得税還付等)

5)競売などによる現金化(3)件(3,213,569)円

⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2014年8月1日現在でご記入ください。

1)交付した保険証・短期保険証の留め置き人数(0)人

2)保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数(0)人

3)その他

⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1)一部負担減免制度を実施していますか。

(○)実施している( )検討中である( )実施の予定がない

2)ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(○)設けている( )検討中である( )設けていない

3)2013年度の減免件数(52)件 減免金額(424,170)円

⑨高額療養費について

( )自動払いしている( )申請書を送付している(○)通知ハガキのみ送付している

⑩国保運営協議会について

1)運営協議会の公開(○)公開していない( )公開している

2)運営協議会委員の公募枠(○)ない( )ある→( )人

## 6. 障害者施策 担当課( 福祉課 )電話( )FAX( )

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	103	116.5	24.5
重度訪問介護	0		
行動援護	7	19.5	9.7
同行援護	19	52.5	14.9

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(77)人 最多支給時間数(22)時間 平均支給時間数(11)時間

③訪問系サービスの支給基準( )あり(○)なし

④計画相談支援の8月利用実績(105)人

2014年度中の完全実施の見込み(○)あり( )なし

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

⑤障害支援区分の二次判定変更率について(8月時点)(9.2)%

障害程度区分の二次判定変更率について(2013年度) (25.8%)

⑥障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について

1) 介護保険適用時の障害者本人の「利用意向・状況」聴き取り調査について

(○)行っている ⇒(具体的に:申請受付及び認定調査時に聴き取りをしている )

( )行っていない

2) 障害福祉サービス固有のものと認められるものの判断について、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」1-(2)-②-イに例示されたサービスに限定しているか。

(○)限定している

( )独自で判断している ⇒(具体的に )

3) 65歳間近の方の障害福祉サービス(居宅系)支給決定期間について

( )65歳誕生日の前々日までを障害福祉サービス支給期間としている。

( )65歳到達後数ヶ月余裕を持たせている。⇒( )月

(○)その他 ⇒(具体的に:65歳誕生日の属する月の月末 )

4) 要介護認定申請が遅れた場合の対応について

( )65歳到達時点ですべての障害福祉サービスを打ち切る

(○)要介護認定申請の勧奨を行い、要介護認定結果ができるまで障害福祉サービスを支給する。

( )その他 ⇒(具体的に )

⑦ 通院時の院内介助について ( )認めている (○)認めていない

⑧ 入院時のヘルパー派遣について (○)認めている ( )認めていない

**7. 健診事業 担当課( 保健センター )電話( )FAX( )**

※2014年度の実施状況をご記入ください。

① 実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		前年度受診率
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診	個別・集団	0	可・不可	0	可・不可	44.53%
がん検診	胃がん	個別・集団	1,000 円	可・不可	500 円	可・不可 7.5%
	大腸がん	個別・集団	500 円	可・不可		可・不可 36.9%
	肺がん	個別・集団	喀痰 500 円	可・不可		可・不可 50.4%
	子宮がん	個別・集団	1,000 円	可・不可		可・不可 13.4%
	乳がん	超音波	個別・集団	可・不可		可・不可
	乳がん	マンモグラフィー	個別・集団	可・不可	1,000 円	可・不可 10.1%
	前立腺がん	個別・集団	500 円	可・不可		可・不可 45.4%
歯周疾患	個別・集団	0	可・不可	0	可・不可	-

② 乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

(○)実施している ( )実施していない

③ 40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(○)実施している → 健診内容 ( )特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる

( )実施していない

④ 歯周疾患検診の対象年齢・回数

( )節目年齢に限定せず毎年受けられる (○)40・50・60・70歳の年に受けられる

(○)その他( 節目女性歯科健診:40、45、50、55、60、65、70歳 )

**8. 任意予防接種の助成 担当課( 保健センター )電話(21-2300 )FAX(21-2361)**

① 助成を実施または予定している自治体のみご記入ください。

ワクチンの種類	対象	助成額(1回)	自己負担(1回)	助成開始または開始予定年月
成人用肺炎球菌	65歳以上(定期接種除く)	3,996 円	3,800 円	平成 26 年 10 月
おたふくかぜ		円	円	
ロタウィルス		円	円	
B型肝炎ウィルス		円	円	

②成人用肺炎球菌ワクチン助成について、10月からの国の定期接種化では、年度ごとに5歳刻みで対象となるため、人によっては助成対象となる年度が4年後となります。市町村独自助成との調整はどういうふうにされる予定ですか。

任意で65歳以上の方(定期接種除く)に自己負担3,800円で実施予定。

**【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。**

- ①アンケート【1】2の①の「滞納整理マニュアル」
- ②介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【2】1の⑯の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑥国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2013年度)
- ⑦国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑧アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2013年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました

## ◇国保税の減免制度（2014年8月末現在）

減免の要件	減免される額	
①災害により、生計の中心となっていた被保険者が死亡又は障害者（3級以上等）となり、世帯の生活が著しく困窮に陥ったとき	申請が受理された日以降に到来する納期限に係る納付額	
②前年中の所得金額等が500万円以下の世帯で、災害により被保険者の居住する住宅又は家財に多大な損害を受けたとき	災害発生日以降に到来する納期限に係る納付額の50%又は30%に相当する額	
③前年中の所得金額等が500万円以下の世帯で、災害又は天候不順により被保険者の農作物・原材料等に多大な損害を受け、世帯の生活が著しく困窮に陥ったとき	災害発生日以降に到来する納期限に係る納付額の30%に相当する額	
④生活保護法による生活扶助を受けるとき	生保開始日以降に到来する納期限に係る納付額	
⑤前年中の所得金額等が300万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が6か月以上入院し、本年中の所得金額等が半分以下に減少すると認められ、世帯の生活が著しく困難と認められるとき	所得割額の60%以内の額	
⑥前年中の所得金額等が300万円以下の世帯で、失業、休業及び廃業により、本年中の所得金額等が半分以下に減少すると認められ、世帯の生活が著しく困難と認められるとき	前年中の所得金額等が200万円以下の世帯	所得割額の50%以内の額
⑦地方税法に規定する市県民税が非課税のかたで、障害者又は寡婦（夫）のかた	前年中の所得金額等が300万円以下の世帯	所得割額の30%以内の額
⑧刑務所等に入っていて保険給付が受けられなかつたかた	所得割額の50%以内の額	
	その期間に係る月割額	

別紙 [(アンケート)【2】5.(③)]

⑨会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者のかた（65～74歳）が国民健康保険に加入することとなる場合	減額賦課対象外世帯	所得割の全額と均等割及び平等割の50%に相当する額
	減額賦課2割軽減対象世帯	所得割の全額と軽減前の均等割及び軽減前の平等割の30%に相当する額
	減額賦課5割及び7割軽減対象世帯	所得割の全額

- ※ ⑤、⑥の減免適用世帯については、翌年に確定所得で減免の再判定をします。  
再判定により減免の取消し、又は減免割合が変更になる場合があります。
- ※ ⑦、⑧の減免適用は、個人ごとに判定します。
- ※ ⑨の平等割については、旧被扶養者のみで構成される世帯に限ります。
- ※ 申請期限は、当該年度内です。ただし、⑧については、出所後1年以内です。
- ※ 二つ以上の減免の要件に該当するときは、減免額の最も大きい要件を適用します。